

三条市への移住者数が5年で5倍に増加 移住・定住促進の加速に補助メニューを拡充

三条市への移住を促進するため、これまで移住相談対応や補助等を強化したところ、当市への移住者数が5年で約5倍になりました。

この潮流を更に加速するため、「奨学金返還支援補助金」を新設するほか、「空き家改修補助金」及び「結婚新生活支援事業補助金」の補助内容を拡充します。

【本件のポイント】

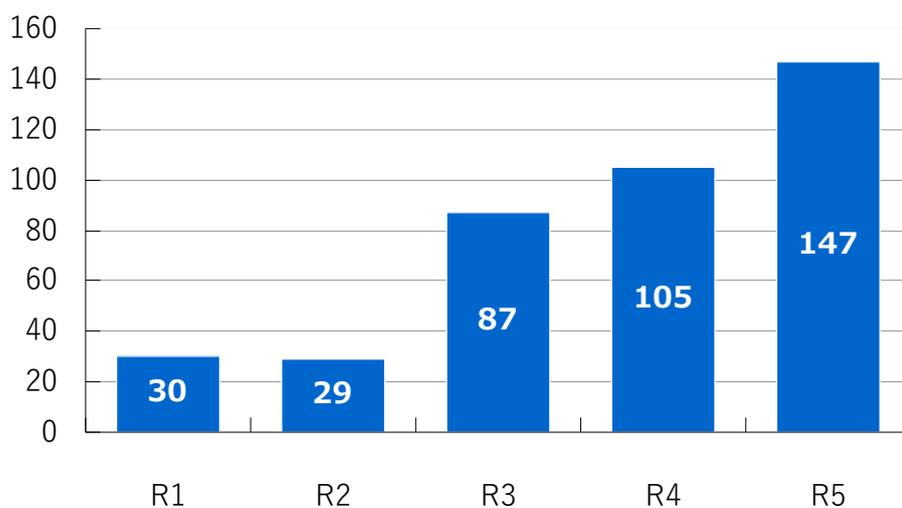
- 三条市への移住者数が5年で約5倍の147人に増加
- Uターンする三条市出身者や三条市立大学生等への移住支援メニューを新設・拡大し、三条市への移住・定住を促進

【本件の概要】

1 三条市への移住者数の推移

当市への移住を促進するため、これまで移住相談対応や補助等を強化してきました。これにより、移住コンサルジュによる相談対応を含めた当市の移住支援メニューを活用して当市に移住した人数は、令和元年度30人であったものが、令和5年度147人と、5年間で約5倍に増加しました。

移住支援を受けて三条市に移住した人数



2 「奨学金返還支援補助金」の新設

Uターンする三条市出身者及び三条市立大学又は三条看護・医療・歯科衛

生専門学校を卒業し定住する方のうち、市内で就職又は起業する方に対して、奨学金の返還を支援します。

(1) 対象

市内在住かつ市内で就業する、5年以上定住する意思がある方で、次のいずれかに該当する方

ア 令和6年2月1日以降に転入する時点で40歳未満の方（転入直前に連続して1年以上市外に住所があり、転入以前に通算して1年以上三条市に住所があった方）

イ 三条市立大学又は三条看護・医療・歯科衛生専門学校を卒業した方で、卒業時40歳未満かつ卒業から2年を経過していない方

(2) 補助対象経費

返還した奨学金（利子及び繰上げ返還分を含む）

※対象となる奨学金は、独立行政法人日本学生支援機構が貸与する第一種奨学金、第二種奨学金、新潟県奨学金です。

(3) 補助対象期間

最長60か月

(4) 補助金の額

最大180万円（年度内補助上限額36万円）

3 「空き家改修事業補助金」の拡充

三条市空き家・空き地バンクに登録されている空き家に居住する場合、これまで市内にお住まいの方に対する補助額は最大10万円でしたが、令和6年度から最大50万円に補助を拡充します。

また、令和5年度まで補助対象外だった40歳未満の世帯員がいない世帯についても、新たに最大50万円まで補助します。

市外から移住する40歳未満の世帯員がいる世帯には、引き続き最大150万円を補助します。

(1) 対象

本人と世帯員の中に市税等を滞納している人がいないこと

(2) 補助対象経費

市内事業者が施工した空き家の改修費、不要物の撤去費等

(3) 補助割合

補助対象経費の2分の1

4 「結婚新生活支援事業補助金」の拡充

夫婦等（パートナーシップ制度を宣誓した世帯、事実婚世帯を含む。）が住宅を購入又は新築した費用に対して補助金を交付します。

申請年度内に支払った住宅取得費のみを対象としていましたが、交付申

請額が補助上限に達しなかった場合、翌年度に限り継続して申請できます。また、年度内に住宅の取得費用が発生しなかった等の理由で交付申請ができない場合についても、資格認定を受けることで翌年度に限り申請できます。

(1) 対象

令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻等をした、双方が39歳以下である世帯

(2) 要件（抜粋）

- ・婚姻届受理日等の1年前から令和7年2月28日までの間に、市内に住宅を購入又は新築していること
- ・婚姻届受理日等の1年前から令和7年2月28日までの間に、補助対象者のうち少なくとも一方が市外から転入していること
- ・夫婦等の合計所得額が750万円未満であること

(3) 補助対象経費

住宅取得費

(4) 補助金の額

29歳以下 最大100万円

39歳以下 最大70万円

5 三条市の移住支援

補助事業については添付資料を御覧ください。そのほか、三条市移住コンシェルジュ（電話080-6975-2026）による移住全般の相談などを実施しています。